

# 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請について【守山市 コンサル】

## 1 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、次の(1)から(3)の条件を満たし、(4)から(10)までの条件のいずれかに該当する者とします。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 経営状態が健全であり、市税等を滞納していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと
  - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた測量業者
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた建設コンサルタント業者
- (6) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた地質調査業者
- (7) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた補償コンサルタント業者
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者
- (9) 建築設備の設計および監理を業とする者
- (10) 建設工事に伴う調査業務を行う者で(4)から(9)までに掲げる者以外のもの

## 2 資格の有効期間

●市内および県内本店：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○県外本店：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務
- (2) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門（ただし、廃棄物部門は除きます。）に係る業務
- (3) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門（ただし、総合補償部門は除きます。）に係る業務
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務
- (6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務
- (7) 一般調査（土木）とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務

## 4 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

| 業種区分      | 部門区分   |
|-----------|--|
| 測量        | 測量一般、地図の調製、航空測量  |
| 地質調査      |  |
| 建設コンサルタント | 河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子 |
| 補償コンサルタント | 土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連  |
| 建築設計監理    | 設計、監理  |
| 建築設備設計監理  | 計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園  |
| 一般調査（土木）  |  |

## 5 注意事項

共同受付による申請に際し、業者番号の入力項目には電子入札時に使用する「業者番号」を入力してください。なお、新規登録業者については電子入札の番号が付与されていないため、業者番号については「000」を入力してください。